

平成23年産稲から生じる副産物等の取扱い

- 1 籾がら、稲わらの取扱い
- 2 米ぬか・籾がらくん炭の取扱い、稲わら・籾がらの焼却
- 3 平成22年産以前の籾がら及び稲わらの取扱い等

福島県農林水産部

平成23年12月9日付けで発行しました第19号において、籾がら及び稲わらの利用可能な地域等をお知らせしましたが、米の放射性物質緊急調査の結果等を踏まえ、以下のとおり内容を整理しましたのでお知らせします。

なお、この技術情報の発行により、平成23年12月9日付け発行しました第19号は廃止します。

1 籾がら、稲わらの取扱い

(1) 籾がらの取扱いについて

籾がらの利用は、玄米に対する籾がらの濃度比「3」を用いて利用を判断します。

このため、玄米が133ベクレル/kg以下の地域については、土壌改良資材等としての利用が可能であり、米の放射性物質検査（米の放射性物質緊急調査を含む）の結果に基づき利用を判断してください。

なお、玄米が133ベクレル/kgを上回った地域で、籾がらを土壌改良資材として利用する場合は、籾がらの放射性セシウム濃度を測定して利用を判断してください。

米の放射性物質調査（米の放射性物質緊急調査を含む）結果については、農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び市町村等に確認してください。

(2) 稲わらの取扱いについて

稲わらは、以下の暫定許容値以内であることを確認したものを利用してください。

①家畜の飼料

牛用飼料の暫定許容値 100ベクレル/kg以下

馬、豚及び家きんの暫定許容値 300ベクレル/kg以下

※それぞれの許容値は、粗飼料が水分8割当たり、その他の飼料は現物当たりに含まれる放射性セシウムの濃度です。

②たい肥の副資材、土壌改良資材及び敷料として利用

肥料等の暫定許容値 400ベクレル/kg(現物当たりの濃度)以下

平成23年産の稲わらについては、作付制限区域を除く全ての市町村において飼料用稲わらのモニタリング検査を行いました。米の放射性物質緊急調査の実施や、牛用飼料の暫定許容値の見直しに伴い、24年2月現在、一部地域において稲わらの追加調査を実施中であり、その調査結果等を踏まえ、利用を判断します。

なお、平成24年以降に水田から平成23年産稲わらを収集する（収集した）場合、長期間ほ場に放置されたことによる放射性セシウムの濃度上昇が懸念されるため、検査を行いますので、それまでは利用を自粛してください。

やむを得ず平成24年以降に収集する場合は、稲わらをロット毎に管理し稲わら中の放射性セシウム濃度を測定する必要がありますので、農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び市町村等に必ず連絡してください。

なお、稲わらを生産された水田にすき込む場合は、土壌改良資材の暫定許容値の適用外であり、今回の自粛の対照とはなりません。

(24年2月現在で利用可能な地域と利用を自粛する地域は以下のとおり)

利用可能な地域

- ①米の放射性物質緊急調査を実施していない旧市町村のうち、稲わらのモニタリング検査結果が100ベクレル/kg以下の旧市町村（追加調査対象旧市町村は除く）
- ②米の放射性物質緊急調査を実施した旧市町村のうち、玄米の放射性セシウム濃度が50ベクレル/kg以下の旧市町村

利用を自粛する市町村

- ①稲わらのモニタリング検査結果が100ベクレル/kgを超えた旧市町村及び、米の放射性物質緊急調査を実施した結果、玄米の放射性セシウム濃度が100ベクレル/kgを超えた旧市町村
- ②稲わらの追加調査により、稲わらが100ベクレル/kgを超えた旧市町村

※稲わらの追加調査の対照となっている旧市町村については、農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び市町村等に確認してください。

(2) たい肥の副資材としての利用

粃がら・稲わらをたい肥の副資材として利用する場合は、暫定許容値に関係なく利用出来ますが、生産されたたい肥は400ベクレル/kgを超えないことを確認のうえ、譲渡や利用を行ってください。

(3) 敷料や土壌改良資材として利用が制限された粃がら、稲わらの取扱い

(稲わらの追加調査を実施中の市町村を含む)

粃がら、稲わらは生産された水田へのすき込みによる還元、又はたい肥の副資材に活用(たい肥は400ベクレル/kg以下のものを生産)してください。

なお、家畜の敷料、野菜等の敷きわらや土壌改良資材としては利用をせず、代替え資材を利用してください。

2 米ぬか・粃がらくん炭の取扱い、稲わら・粃がらの焼却

(1) 米ぬかの取り扱いについて

米ぬかの利用は、玄米に対する米ぬかの濃度比「8」を用いて利用を判断します。

このため、玄米が50ベクレル/kg以下の地域については、土壌改良資材等としての利用が可能であり、米の放射性物質検査(米の放射性物質緊急調査を含む)の結果に基づき利用を判断してください。

なお、玄米が50ベクレル/kgを上回った地域で、米ぬかを土壌改良資材として利用する場合は、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定して、利用を判断してください。

米の放射性物質調査（米の放射性物質緊急調査を含む）結果については、農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び市町村等に確認してください。

（２） 粳がらくん炭の取扱いについて

粳がらくん炭は、玄米に対する粳がらくん炭の濃度比「10」を用いて利用を判断します。

このため、玄米が40ベクレル/kg以下の地域については、土壌改良資材等としての利用が可能であり、米の放射性物質検査（米の放射性物質緊急調査を含む）の結果に基づき利用を判断してください。

なお、玄米が40ベクレル/kgを上回った地域で、粳がらくん炭を土壌改良資材として利用する場合は、粳がらくん炭の放射性セシウム濃度を測定して、利用を判断してください。

米の放射性物質調査（米の放射性物質緊急調査を含む）結果については、農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び市町村等に確認してください。

（３） 稲わら・粳がらの焼却について

稲わら及び粳がらは、焼却することをできる限り差し控え、たい肥化等を行ってください。

個別の利用が難しい場合は、地域の畜産農家や園芸農家、あるいはたい肥センターとの連携により利活用してください。

3 平成22年産以前の粳がら・稲わらの取扱い等

（１） 原発事故(3月11日)以後に収集した稲わら

（脱穀後に野積みなど屋外に放置していた粳がらを含む）

原発事故以降に収集した稲わら、野積みなど屋外に放置した稲わらや粳がらは、高濃度の放射性セシウムを含む可能性があることから、処分方法が示されるまでの間、その利用を控え、平成23年産稲わらと区分して適切に保管してください。

なお、適正な保管にかかる費用は、農業系汚染廃棄物処理事業の対象となる場合がありますので、農林事務所農業振興普及部・農業普及所及び市町村等に問合せください。

（２） 原発事故前に収集したもの

外気と遮断された屋内で保管されたものは、これまで同様に利用が可能です。

野積みなど屋外に放置、または外気と完全に遮断されない施設等で保管されたものは、利用を控え、平成23年産稲わらと区分して適切に保管してください。

問い合わせ先：農林水産業に関する相談窓口（電話：024-521-7319）
ホームページ：農林水産部農業振興課ホームページ（PDF形式ファイル）
URL http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gi_jyutsufukyuu/seiikugi_jyutsu_jyohou.html
（他の農業技術情報等をご覧ください）
モバイル県庁：福島モバイル県庁→お知らせ・各種情報→農業技術情報
（右欄に掲載のQRコードよりご覧ください）
ふくしま新発売：以下のホームページより最新の農林水産物モニタリング
情報、イベント情報等をご覧ください。
URL：<http://www.new-fukushima.jp/>



モバイル版 QRコード